

令和3年

上尾市教育委員会9月定例会
報告事項(その2)

報 告 名

(教育総務部 図書館)

報告事項 8 控訴の提起に係る意見の申出について ----- 1

【 白紙 】

<p>件 名</p> <p>控訴の提起に係る意見の申出について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、次のとおり教育長が臨時に代理して処理いたしましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 臨時代理事項</p> <p>市議会の議決を経るべき事件（控訴の提起について）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出る。</p> <p>2 内容</p> <p>別紙のとおり</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	控訴の提起に係る意見の申出について【2ページ～3ページ】 資料【4ページ】

控訴の提起に係る意見の申出について

下記のとおり、市議会の議決を経るべき事件(控訴の提起について)について、市長に意見を申し出る。

記

1 第1審事件名

さいたま地方裁判所令和2年(ワ)第2435号損害賠償請求事件

2 第1審の当事者

(1) 控訴人となるべき者(第1審被告)

上尾市本町三丁目1番1号

上尾市

(2) 被控訴人となるべき者(第1審原告)

上尾市藤波三丁目319番地1

栄電業株式会社

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人となるべき者の敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人となるべき者の請求を棄却する。

4 第1審事件の概要

原告が被告に対し、平成29年9月20日に成立した(仮)新図書館複合施設建設工事(電力設備工事)に係る工事請負契約を被告が解除したことによって生じた損害賠償金として、6,946万6,702円及びこれに対する平成30年7月10日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払を求めたもの

5 第1審判決の内容

(1) 被告は、原告に対し、6,923万2,024円及びこれに対する令和2年11月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 控訴をする理由

さいたま地方裁判所より標記事件についての第1審判決があったが、容

認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）
第 2 8 1 条第 1 項の規定に基づき、東京高等裁判所に控訴を提起する。

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定によるさいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第 2 4 3 5 号損害賠償請求事件に係る控訴の提起について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

報告事項 8 資料

控訴の提起に係る意見の申出について

(教育総務部図書館)

1 提案理由	さいたま地方裁判所令和2年(ワ)第2435号損害賠償請求事件に関し、控訴の提起をするもの
2 内容	<p>1 第1審の当事者</p> <p>(1) 控訴人となるべき者(第1審被告) 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市</p> <p>(2) 被控訴人となるべき者(第1審原告) 上尾市藤波三丁目319番地1 栄電業株式会社</p> <p>2 控訴の趣旨</p> <p>(1) 原判決中控訴人となるべき者の敗訴部分を取り消す。 (2) 被控訴人となるべき者の請求を棄却する。</p> <p>3 第1審判決の内容</p> <p>(1) 被告は、原告に対し、6,923万2,024円及びこれに対する令和2年11月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。 (2) 原告のその余の請求を棄却する。 (3) 訴訟費用は被告の負担とする。</p>